

## BIM/CIM 適用業務実施要領（令和8年4月改定版）

### 1. BIM/CIM 適用業務の実施方法

BIM/CIM 適用業務とは、後工程のために必要な3次元モデルの作成や3次元モデルの活用等を行う業務である。

- ① BIM/CIM 実施計画書の作成
- ② 3次元モデルの作成・更新
- ③ 3次元モデルを活用した検討の実施
- ④ 3次元モデルの照査
- ⑤ 3次元モデルの納品
- ⑥ BIM/CIM 実施報告書の作成

#### 1. 1 3次元モデルを活用した検討等

3次元モデルを活用した検討等の具体的な内容は、以下の①～④による。

##### ① 3次元モデルの作成・更新

細部・実施設計において、活用内容に応じて必要十分な程度の範囲・精度で3次元モデルの作成・更新および属性情報の付与を行う。属性情報は、後段階で活用されることが明確な情報を機械判読可能なデータとして設定することを基本とし、オブジェクト分類名を必須とする。

発注者は適切な時期に3次元モデルが目的に応じた内容に合致しているか確認するとともに、打合せ等において積極的に活用する。

3次元モデルの形状は、2次元図面と整合がとられていることを原則とする。

3次元モデルの作成・更新を行う際、調査段階等の上流工程から受け渡された情報（例えば、測量データ、地形データ、地質・土質モデル、線形データ、上流工程で作成した構造物モデル、土工モデル、統合モデル等）がある場合、適切に活用を図る。

##### ② 3次元モデルを活用した検討

発注者は、義務項目に加え、各現場における従来からの取組実績や「BIM/CIM 事例集 港湾編」、「義務項目、推奨項目（例）の一覧」を参考にその他有効と判断される活用内容を推奨項目として設定する。

数量算出に3次元モデルを活用する場合は、CAD ソフト等による算出結果について、適宜結果の確認をしたうえで適用する。

##### ③ 3次元モデルの照査

作成した3次元モデルの照査を実施する。具体的には、事前協議において決定した3次元モデルの目的、作成仕様に沿っているか、ねじれや離れ等の不整合がないか等について、「BIM/CIM モデル等電子納品要領（案）及び同解説 港湾編」、「3次元モデル照査時チェックシート【港湾版】」により確認する。

##### ④ 3次元モデルの納品

①～③の成果について、「BIM/CIMモデル等電子納品要領（案）及び同解説 港湾編」に基づき電子成果品として納品する。

#### 1. 2 BIM/CIM 実施計画書

BIM/CIMの実施について、受発注者間で協議し、以下の内容を記載する。併せて「3次元モデル作成引継書シート【港湾版】」に事前協議時の必要事項を記入する。

- 1) 業務概要
- 2) 整理すべき課題
- 3) BIM/CIMの実施内容（3次元モデルの活用内容、期待する効果等）
- 4) 3次元モデル作成仕様（作成範囲、詳細度、属性情報、別業務等で作成された3次元モデルの仕様等）
- 5) 3次元モデル作成・更新に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類
- 6) 3次元モデルの閲覧・データ共有ができるソフトウェアの種類、成果物の納品ファイル形式
- 7) 3次元モデルの作成担当者

#### 1. 3 BIM/CIM 実施報告書

BIM/CIM 実施計画書に基づき実施した内容について、BIM/CIM 実施報告書を作成する。以下の内容を BIM/CIM 実施計画書に追記して作成する。併せて「3次元モデル作成引継書シート【港湾版】」に納品時の必要事項を記入する。

- 8) 後段階への引継事項（データ活用時の留意点、更なる検討が必要な内容、2次元図面との整合等）
- 9) 省人化の効果（前段階から引き継いだデータの活用により省人化した効果、3次元での検討により省人化した効果等）

#### 1. 4 BIM/CIM 適用業務の確認

発注者は、受注者が3次元モデルを作成・活用するにあたって、以下の内容を確認する。

- 1) 3次元モデルの作成内容の確認
  - ・ 測地系、単位系が正しく設定されているか
  - ・ 構造物等が正しい位置に配置されているか
  - ・ 港湾整備 BIM/CIM クラウドシステムで3次元モデルを閲覧可能か
  - ・ BIM/CIM 実施計画書で示した3次元モデルが作成されているか
- 2) 実施報告書の記載内容の確認
  - ・ 実施概要、効果の結果等が記載されているか
  - ・ 引継事項が記載されているか
  - ・ 3次元モデルと2次元図面の整合確認が必要か、必要な場合、BIM/CIM 取扱要領 港湾編「付属資料2 設計段階における3次元モデルと2次元図面の整合確認方法（案）港湾編」に基づき実施され、その内容を「3次元モデル作成引継書シート【港湾版】」および「3次元モデル照査時チェックシート【港湾版】」に記載されているか
- 3) 電子成果品の納品内容の確認
  - ・ 各電子納品要領に基づき BIM/CIM フォルダが作成されているか

- ・ 納品された3次元モデルは、オリジナルデータの他、IFC 又は J-LandXML のデータ形式で格納されているか

## 1. 5 港湾整備 BIM/CIM クラウドシステムの活用

受発注者間の3次元データの受渡しは、「港湾整備 BIM/CIM クラウドシステム」を活用するとともに、受注者は3次元成果物の納品に際し、本システム上で、3次元モデルが正常に閲覧できるかあらかじめ確認すること。

また本システムを積極的に活用し業務の効率化を図るため、受注者からその他データの共有について提案があった場合は、積極的に試行すること。

## 2. BIM/CIM 適用業務の発注方法

### 2. 1 BIM/CIM 適用業務の発注方法

BIM/CIM 適用業務については、入札公告、入札説明書、特記仕様書等に明記する。なお、BIM/CIM 適用業務は、以下の発注形式を標準とする。

#### 1) 発注者指定型

発注者の指定により BIM/CIM を適用する方式である。

細部・実施設計業務については、原則として義務項目を実施するものとし、発注者指定型を適用する。

また、業務特性に応じて、測量、地質・土質調査、予備設計、基本設計業務においても発注者指定型を適用してもよい。

なお、発注者指定型であっても、受注者からの提案により活用内容を追加することを積極的に検討されたい。

#### 2) 受注者希望型

発注者指定型でなく、契約後において受注者から BIM/CIM の適用希望があった場合に BIM/CIM の適用を行う方式である。

発注者指定型を適用するものを除き、全ての業務で受注者希望型を適用する。

## 2. 2 発注における入札公告等

入札公告、入札説明書（業務説明書）、特記仕様書等に以下の記載例を参考に記載する。

【】は補足事項であり、入札公告時には削除する。

(1) 予備設計、基本設計、細部設計、実施設計業務

### 【入札公告】

(記載例)

『○ 業務概要』に以下を記載

- 本業務は、BIM/CIM 適用業務（発注者指定型／受注者希望型）【実施方法により「発注者指定型」又は「受注者希望型」を選択して記載する】である。

### 【入札説明書（業務説明書）】

(記載例)

『○ 業務の概要』に以下を記載

- 業務の実施形態
  - 本業務は、BIM/CIM 適用業務（発注者指定型／受注者希望型）【実施方法により「発注者指定型」又は「受注者希望型」を選択して記載する】である。詳細については特記仕様書による。

### 【特記仕様書】

(記載例)

- BIM/CIM 適用業務について
  - 1. BIM/CIM 適用業務
    - 本業務は、BIM/CIM 適用業務（発注者指定型／受注者希望型）【実施方法により「発注者指定型」又は「受注者希望型」を選択して記載する】である。

【発注者指定型の場合は、以下を記載する。】

業務の実施にあたっては以下 2. ～5. に従い実施することとする。

受注者が希望する場合、発注者が示す活用内容以外の活用内容を提案することができる。

【受注者希望型の場合は、以下を記載する。】

受注者が希望する場合、3次元モデルの活用を提案することができる。詳細については、受発注者で協議し、BIM/CIM 適用業務とした場合、以下 2. ～5. に従い実施することとする。

【発注者指定型／受注者希望型 共通】

#### 2. 定義

以下を実施・納品することとし、詳細は 3. による。

- ① BIM/CIM 実施計画書の作成
- ② 3次元モデルの作成・更新
- ③ 3次元モデルを活用した検討
- ④ 3次元モデルの照査

- ⑤ 3次元モデルの納品
- ⑥ BIM/CIM 実施報告書の作成

### 3. BIM/CIM を活用した検討等

#### 3.1 BIM/CIM を活用した検討等の具体的な内容

##### (1) 3次元モデルの作成・更新

3次元モデルは、活用内容に応じて必要十分な程度・精度で作成・更新するものとし、属性情報はオブジェクト分類名を必須とする。

受注者は、設計対象構造物について、調査段階等の上流工程から受け渡された成果品、3次元モデル（測量データ、地形データ、地質・土質モデル、線形データ、上流工程で作成・更新した構造物モデル、土工モデル、統合モデル等）等がある場合、これらを活用して3次元モデルを作成・更新する。

なお、数量算出にあたり2次元図面の代わりに3次元モデルを活用する場合は、CAD ソフト等による算出結果について、適宜結果の確認をしたうえで適用する。

##### (2) 3次元モデルを活用した検討の実施

【発注者指定型の場合は、選定した活用内容に応じて以下を記載する。】

少なくとも以下に示す義務項目について、BIM/CIM を適用する。さらに、発注者が示す課題や効率化等を求める内容を踏まえ、「義務項目、推奨項目（例）の一覧」や過去の取組事例等を参考にして、受発注者で実施内容や納品方法について協議し決定する。

（義務項目）

視覚化による効果

- ・ 出来上がり全体イメージの確認

出来上がりの完成形状を3次元モデルで視覚化することで、関係者で全体イメージの共有を図る。

- ・ 特定部の確認や情報伝達（2次元図面の確認補助）

2次元では表現が難しい特定部や3次元の位置情報や視覚化により課題を効率的に後段階に伝達できる箇所は、箇所を3次元モデルにより視覚化することで、関係者の理解促進や2次元図面の精度向上を図る。

- ・ 2次元図面の理解補助

時間軸を与えて4Dシミュレーションを実施。

【発注者は、各現場における従来からの取組実績や「BIM/CIM 事例集 港湾編」、  
「義務項目、推奨項目（例）の一覧」を参考に、活用内容に応じて以下を変更する。】

（推奨項目）（例）

視覚化による効果

- ・ 視認性の確認
- ・ 点検スペース等の確認
- ・ 重ね合わせによる確認
- ・ 鉄筋の干渉チェック
- ・ 現場条件の確認
- ・ 施工ステップの確認

- ・ 事業計画の検討
- ・ 広報での活用
- 省力化・省人化
- ・ 概算数量算出
- 精度の向上
- ・ 3次元モデルを利用した解析・シミュレーション
- 情報収集等の容易化
- ・ 維持管理へのデータ引継

【受注者希望型の場合は、以下を記載する。】

受注者が希望する場合、3次元モデルの活用を提案することができる。詳細については、受発注者で協議し実施する。

(3) 3次元モデルの照査

作成した3次元モデルの照査を実施する。具体的には、事前協議において決定した3次元モデルの目的、作成仕様に沿っているか、ねじれや離れ等の不整合がないか等について、「BIM/CIMモデル等電子納品要領（案）及び同解説 港湾編」、「3次元モデル照査時チェックシート【港湾版】」により確認する。

(4) 3次元モデルの納品

「BIM/CIMモデル等電子納品要領（案）及び同解説 港湾編」に基づき、以下の内容を納品する。

- 1) BIM/CIM実施計画書（変更含む）
- 2) BIM/CIM実施報告書（3次元モデル作成引継書シート、3次元モデル照査時チェックシートを含む）
- 3) 作成した3次元モデル（オリジナルデータ、標準的なデータ形式（J-LandXML形式、IFC形式）、統合モデル、動画等）

3.2 BIM/CIM実施計画書

受注者は、BIM/CIMの実施内容や、納品方法等を受発注者間で協議し決定した結果を「BIM/CIM実施計画書」として整理し、提出する。内容に変更が生じた場合は、受発注者間で協議し、BIM/CIM実施（変更）計画書を作成する。併せて「3次元モデル作成引継書シート【港湾版】」に事前協議時の必要事項を記入する。

- 1) 業務概要
- 2) 整理すべき課題
- 3) BIM/CIMの実施内容（3次元モデルの活用内容、期待する効果等）
- 4) 3次元モデル作成仕様（作成範囲、詳細度、属性情報、別業務等で作成された3次元モデルの仕様等）
- 5) 3次元モデル作成・更新に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類
- 6) 3次元モデルの閲覧・データ共有ができるソフトウェアの種類、成果物の納品ファイル形式
- 7) 3次元モデルの作成担当者

### 3.3 BIM/CIM 実施報告書

BIM/CIM 実施計画書に基づき実施した内容について、BIM/CIM 実施報告書を作成する。以下の内容を BIM/CIM 実施計画書に追記して作成する。併せて「3次元モデル作成引継書シート【港湾版】」に納品時の必要事項を記入する。

- 8) 後段階への引継事項（データ活用時の留意点、更なる検討が必要な内容、2次元図面との整合等）
- 9) 省人化の効果（前段階から引き継いだデータの活用により省人化した効果、3次元での検討により省人化した効果等）

4. 上記3. を実施するために使用する機器類は、受注者が調達すること。本業務で貸与又は提供する資料等は以下のとおり。

- ・○○○
- ・○○○

【メモ：発注者は、BIM/CIM 適用業務を実施する上で有効と考えられる関連業務の完成図書等は、積極的に受注者に貸与する。上流工程に3次元データの成果がある場合は、その概要（3次元モデル名、ファイル形式等）を別途明記すること】

5. 港湾整備 BIM/CIM クラウドシステムの活用

受発注者間の3次元データの受渡しは、「港湾整備 BIM/CIM クラウドシステム」を活用するとともに、受注者は3次元成果物の納品に際し、本システム上で、3次元モデルが正常に閲覧できるかあらかじめ確認すること。

また、本システムを積極的に活用し業務の効率化を図るため、受注者からその他データの共有について提案があった場合は、積極的に試行すること。

6. 3次元モデルの活用にあたって、疑義が生じた場合又は、本特記仕様書に記載のない事項については、調査職員と協議することとする。

7. 最新の情報は港湾における i-Construction サイトで提供されているので、適宜参照すること。<[https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan\\_fr5\\_000061.html](https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_fr5_000061.html)>

8. 本業務の BIM/CIM 活用に関して、アンケート調査を行う場合がある。アンケート調査を行う場合は、必要な協力を行わなければならない。

#### ○ BIM/CIM 適用業務の費用について

【発注者指定型の場合は、以下を記載】

1. BIM/CIM 適用業務で実施する項目については、前項3. および 4. における3次元モデルの作成・更新・活用に示す項目を想定しており、当初、予定していた実施項目から変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。
2. 契約書第18条（条件変更等）及び第19条（設計図書の変更）の規定による変更等が生じたことにより、「BIM/CIM 実施計画書」の変更が必要となった場合

の費用負担等は、発注者と受注者が協議して定めることとする。

3. 上記により難しい場合の費用負担等については、調査職員と協議のうえ、定めることとする。

**【受注者希望型の場合は、以下を記載】**

1. 受注者の希望により BIM/CIM 適用業務として実施する場合の項目については、前項 3. および 4. に示す内容を想定している。
2. BIM/CIM 適用業務の設計変更に係る費用については、当初未計上のため調査職員と別途協議して定めることとする。  
なお、契約書第 18 条（条件変更等）及び第 19 条（設計図書の変更）の規定による変更等が生じたことにより、「BIM/CIM 実施計画書」の変更が必要となった場合の費用負担等は、発注者と受注者が協議して定めることとする。
3. 上記により難しい場合の費用負担等については、調査職員と協議のうえ、定めることとする。

○ BIM/CIM にかかる知的財産権の扱い

1. 受注者は、BIM/CIM 適用業務の成果物を作成するために用いる素材、部品、情報、プログラム、その他の一切の資料が第三者の知的財産権（知的財産基本法（平成 14 年法律第 122 号）第 2 条 2 項に定義するところによる。以下同じ。）及び同権利に付随する第三者の権利（以下、合わせて「第三者の知的財産権等」という。）の対象となる場合には、受注者の費用と責任において、受注者と当該第三者との間で利用許諾契約の締結等、必要な措置を講じるものとし、当該第三者の知的財産権等の利用に関する一切の責任を負う。但し、発注者が提供した資料についてはこの限りではない。
2. 受注者は、受注者の作成した BIM/CIM 適用業務の成果物が知的財産権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含み、受注者又は第三者が従前から保有していた知的財産権を除く。）の対象となる場合には、契約書の定めによるほか、当該知的財産権を成果物の引渡し時に発注者に譲渡する。
3. 前項の規定にかかわらず、BIM/CIM 適用業務の成果物の全部又は一部が受注者又は第三者が従前から保有していた知的財産権（以下、「固有の知的財産権」という。）の対象となる場合には、受注者は、固有の知的財産権を発注者に譲渡することを要しない。
4. 前項の場合、受注者は、発注者が当該成果物の利用目的の実現のため、当該成果物全体を無償で利用することができるよう、別途、固有の知的財産権に関する非独占的、ロイヤリティフリーかつ取消不能の利用権が発注者に再許諾されるよう手配しなければならない。但し、発注者が当該成果物を閲覧及び改変するために必要となるソフトウェアの利用権及びハードウェアについては、発注者が自らの費用負担で調達するものとし、受注者は責任を負わない。

5. 発注者は、受注者が引き渡した成果物が固有の知的財産権の対象となる場合には、特記仕様書の記載その他権利者の書面による同意がある場合を除き、当該知的財産権の対象となる部分を改変することはできない。

(2) 測量、地質・土質調査業務（参考）

【入札公告】

（記載例）

『○ 業務概要』に以下を記載する。

- 本業務は、BIM/CIM 適用業務（発注者指定型／受注者希望型）【実施方法により「発注者指定型」又は「受注者希望型」を選択して記載する】である。

【入札説明書（業務説明書）】

（記載例）

『○ 業務の概要』に以下を記載

- 本業務は、BIM/CIM 適用業務（発注者指定型／受注者希望型）【実施方法により「発注者指定型」又は「受注者希望型」を選択して記載する】である。詳細については特記仕様書による。

【特記仕様書】

（記載例）

- 3次元測量成果について

【3次元点群データの測量成果が有る場合】

1. 受注者は、「LandXML1.2に準じた3次元設計データ交換標準（案）」に基づいて3次元設計データを作成し、電子データで提出するものとする。データ作成・納品に係る措置については「LandXML1.2に準じた3次元設計データ交換標準の運用ガイドライン（案）」（以下、「LandXML ガイドライン」という。）によるものとする。また、あわせてオリジナルデータも納品する。
2. 3次元設計データの作成対象範囲は、測量成果の3次元点群データから作成する地形サーフェスモデルとする。

【3次元点群データの測量成果が無い場合】

1. 当該業務において地形データを作成する際、「当該業務内にて測量を実施し、その結果を使用」、「既存の2次元測量成果を使用」、「国土地理院・基盤地図情報（数値標高モデル）を使用」のいずれかを受発注者協議により決定する。当該業務内で測量を実施する場合、受発注者間で協議の上、設計変更の対象とする。
2. 受注者は、「LandXML1.2に準じた3次元設計データ交換標準（案）」に基づいて3次元設計データを作成し、電子データで提出するものとする。「データ作成・納品に係る措置については「LandXML1.2に準じた3次元設計データ交換標準の運用ガイドライン（案）」（以下、「LandXML ガイドライン」という。）によるものとする。また、あわせてオリジナルデータも納品する。

- BIM/CIM 適用業務について

1. BIM/CIM 適用業務

本業務は、BIM/CIM 適用業務（発注者指定型／受注者希望型）【実施方法

により「発注者指定型」又は「受注者希望型」を選択して記載する】である。

**【発注者指定型の場合は、以下を記載する。】**

業務の実施にあたっては、以下 2. ～5. に従い実施することとする。

受注者が希望する場合、発注者が示す活用内容以外の活用内容を提案することができる。

**【受注者希望型の場合は、以下を記載する。】**

受注者が希望する場合、3次元モデルの活用を提案することができる。

詳細については、受発注者で協議し、BIM/CIM 適用業務とした場合、2. ～5. に従い実施することとする。

**【発注者指定型／受注者希望型 共通】**

2. 定義

土質調査業務【対象ボーリング数やモデル作成範囲を記載】を対象とし、以下を実施・納品する。

- ①BIM/CIM 実施計画書の作成
- ②3次元モデルの作成・更新
  - ・ボーリング成果等を基にした3次元の地盤モデル作成
- ③3次元モデルを活用した検討【対象項目がある場合のみ記載する。】
- ④3次元モデルの照査
- ⑤3次元モデルの納品
- ⑥BIM/CIM 実施報告書の作成

3. BIM/CIM を活用した検討等

3.1 BIM/CIM を活用した検討等の具体的な内容

【以下は「後工程での3次元地質モデルの活用」を前提とした記載内容である。】

(1) 3次元モデルの作成・更新

3次元モデルの作成にあたり、BIM/CIM 活用ガイドライン（案）第8編 港湾編を参考に、受発注者間協議で以下の内容を決定する。以下の内容について、変更が生じた場合は、契約変更の対象とする。

- 1) 作成する土質・地質モデルの種類
- 2) 3次元モデル作成の対象範囲
- 3) モデル作成に使用した元データとモデル作成の推定方法、及び継承方法
- 4) 付与する属性情報（属性情報の内容、付与方法、付与情報の更新方法等）

(2) 3次元モデルの納品

「BIM/CIM モデル等電子納品要領（案）及び同解説 港湾編」に基づき、以下の内容を納品する。

- ・3次元モデルデータ
- ・BIM/CIM 実施計画書（変更含む）
- ・BIM/CIM 実施報告書（3次元モデル作成引継書シート、3次元モデル

照査時チェックシート含む)

- ・作成した3次元モデル(オリジナルデータ、標準的なデータ形式(J-LandXML、IFC形式)、統合モデル、動画等)
- ・3次元地質・地盤モデル継承シート(※試行的に活用を図るもの。詳細はBIM/CIM活用ガイドライン(案)共通編を参照。)

### 3.2 BIM/CIM実施計画書

受注者は、以下のBIM/CIMの実施内容や納品方法等を受発注者間で協議し決定した結果を「BIM/CIM実施計画書」として整理し、提出する。内容に変更が生じた場合は、受発注者間で協議し、BIM/CIM実施(変更)計画書を作成する。併せて「3次元モデル作成引継書シート」に事前協議時の必要事項を記入する。

- 1) 作成・更新するデータファイル(地形モデル、土工形状モデル等)
- 2) 3次元モデルの種類(サーフェス、ソリッド等)
- 3) 3次元モデル作成・更新の対象範囲
- 4) 3次元モデルの詳細度
- 5) 付与する属性情報及び参照資料(属性情報及び参照資料の内容、付与方法、付与情報の更新方法等)
- 6) 3次元モデル作成・更新に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類の種類

### 3.3 BIM/CIM実施報告書

BIM/CIM実施計画書に基づき実施した内容について、BIM/CIM実施報告書を作成する。以下の内容をBIM/CIM実施計画書に追記して作成する。併せて「3次元モデル作成引継書シート」に納品時の必要事項を記入する。

- 1) 後段階への引継事項(データ活用時の留意点、更なる検討が必要な内容等)
- 2) 省人化の効果(前段階から引き継いだデータの活用により省人化した効果、3次元での検討により省人化した効果等)

4. 上記3. を実施するために使用する機器類は、受注者が調達すること。本調査で貸与又は提供する資料等は以下のとおり。

- ・○○○
- ・○○○

【メモ: 発注者は、BIM/CIM適用業務を実施する上で有効と考えられる関連業務の完成図書等は、積極的に受注者に共有するものとする。上流工程に3次元データの成果がある場合は、その概要(3次元モデル名、ファイル形式等)を別途明記すること】

5. 3次元モデルの活用にあたって、疑義が生じた場合又は、本特記仕様書に記載のない事項については、調査職員と協議することとする。

6. 最新の情報は港湾における i-Construction サイトで提供されているので、適宜参照すること。  
([https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan\\_fr5\\_000061.html](https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_fr5_000061.html))

○ BIM/CIM 適用業務の費用について

**【発注者指定型（事前計上）の場合 以下 1. および 2. を記載】**

1. BIM/CIM 適用業務で実施する項目については、前項 3. および 4. に示す内容を想定しており、当初、予定していた実施項目から変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。
2. 契約書第 18 条（条件変更等）及び第 19 条（設計図書の変更）の規定による変更等が生じたことにより、「BIM/CIM 実施計画書」の変更が必要となった場合の費用負担等は、発注者と受注者が協議して定めることとする。

**【発注者指定型（事後計上）の場合 以下 1. および 2. を記載】**

1. BIM/CIM 適用業務で実施する項目については、前項 3. および 4. に示す内容を想定している。
2. BIM/CIM 適用業務に要する費用は、当初未計上とし、「BIM/CIM 実施計画書」に基づいた見積書の提出を求め、妥当性を確認したうえで計上する。  
なお、見積書提出後、契約書第 18 条（条件変更等）及び第 19 条（設計図書の変更）の規定による変更等が生じたことにより、「BIM/CIM 実施計画書」の変更が必要となった場合の費用負担等は、発注者と受注者が協議して定めることとする。

**【受注者希望型の場合 以下 1. および 2. を記載】**

1. BIM/CIM 適用業務で実施する項目については、前項 3. および 4. に示す内容を想定している。
2. BIM/CIM 適用業務の設計変更に係る費用については、当初未計上とし、「BIM/CIM 実施計画書」に基づいた見積書の提出を求め、妥当性を確認したうえで計上する。  
なお、見積書提出後、契約書第 18 条（条件変更等）及び第 19 条（設計図書の変更）の規定による変更等が生じたことにより、「BIM/CIM 実施計画書」の変更が必要となった場合の費用負担等は、発注者と受注者が協議して定めることとする。

**【共通して記載】**

3. 上記により難しい場合の費用負担等については、調査職員と協議のうえ、定めることとする。

○ BIM/CIM にかかる知的財産権の扱い

1. 受注者は、BIM/CIM 適用業務の成果物を作成するために用いる素材、部品、情報、プログラム、その他の一切の資料が第三者の知的財産権（知的財産基本法（平成 14 年法律第 122 号）第 2 条 2 項に定義するところによ

る。以下同じ。)及び同権利に付随する第三者の権利(以下、合わせて「第三者の知的財産権等」という。)の対象となる場合には、受注者の費用と責任において、受注者と当該第三者との間で利用許諾契約の締結等、必要な措置を講じるものとし、当該第三者の知的財産権等の利用に関する一切の責任を負う。但し、発注者が提供した資料についてはこの限りではない。

2. 受注者は、受注者の作成した BIM/CIM 適用業務の成果物が知的財産権(著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含み、受注者又は第三者が従前から保有していた知的財産権を除く。)の対象となる場合には、契約書の定めによるほか、当該知的財産権を成果物の引渡し時に発注者に譲渡する。
3. 前項の規定にかかわらず、BIM/CIM 適用業務の成果物の全部又は一部が受注者又は第三者が従前から保有していた知的財産権(以下、「固有の知的財産権」という。)の対象となる場合には、受注者は、固有の知的財産権を発注者に譲渡することを要しない。
4. 前項の場合、受注者は、発注者が当該成果物の利用目的の実現のため、当該成果物全体を無償で利用することができるよう、別途、固有の知的財産権に関する非独占的、ロイヤリティフリーかつ取消不能の利用権が発注者に再許諾されるよう手配しなければならない。但し、発注者が当該成果物を閲覧及び改変するために必要となるソフトウェアの利用権及びハードウェアについては、発注者が自らの費用負担で調達するものとし、受注者は責任を負わない。
5. 発注者は、受注者が引き渡した成果物が固有の知的財産権の対象となる場合には、特記仕様書の記載その他権利者の書面による同意がある場合を除き、当該知的財産権の対象となる部分を改変することはできない。

### 3. BIM/CIM 適用業務の適用における留意点

#### 3. 1 BIM/CIM 適用のフォローアップ

BIM/CIM の活用による受発注者双方の一層の業務効率化を図るため、別途依頼するフォローアップにより、BIM/CIM 適用業務の実施状況把握および効果検証を実施する。

#### 3. 2 業務費の積算

##### (1) 発注者指定型

「BIM/CIM モデル作成の積算要領」に基づき必要な費用の計上を行い、積算要領により難しい場合は見積により費用計上を行う。実施項目に変更等が生じた場合には設計変更の対象とする。

##### (2) 受注者希望型

受注者の希望により BIM/CIM 適用業務として実施する場合、「BIM/CIM モデル作成の積算要領」に基づき必要な費用の計上を行い、積算要領により難しい場

合は見積により費用計上を行う。実施項目に変更等が生じた場合には設計変更の対象とする。

※設計業務におけるプロポーザル方式または総合評価落札方式において、受注者が3次元モデルの活用を提案し、技術提案の内容が設計図書に反映された場合の BIM/CIM 適用に要する費用は対象外とし、当該設計図書に基づき BIM/CIM の活用を行う。

#### 4. 地方整備局等における BIM/CIM 適用業務に関する調査等

BIM/CIM 適用業務の実施状況の把握を円滑に行うため、以下に記載する内容を適切に実施する。

##### 4. 1 BIM/CIM 適用業務の実績等の報告（提出様式は別途指示）

BIM/CIM 適用業務の実績等の報告については、事例集作成に協力すること。また、4. 2の効果検証にあたって必要となる「BIM/CIM 実施計画書」「BIM/CIM 実施報告書」「BIM/CIM 成果品」の提出を念頭に業務を遂行すること。

##### 4. 2 BIM/CIM 適用業務の活用効果等に関する調査（別途指示）

BIM/CIM 適用業務の活用効果等に関して調査を実施する場合がある。なお、内容はその都度、別途指示する。